

## 霧島市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付規則

平成27年 2 月 4 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、がけ地の崩壊等による住民の生命に対する危険を未然に防止するため、危険住宅の移転を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「がけ地」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第40条に基づき、建築基準法施行条例（昭和46年鹿児島県条例第33号。以下「県条例」という。）第3条で建築の制限を受ける区域をいう。
- (2) 「がけ地の崩壊等」とは、豪雨、洪水、地震、地すべり等の災害により、がけ地、法面、斜面等が崩壊することをいう。
- (3) 「既存不適格住宅」とは、第4号アからウまでの区域に指定又は制限を受けた際、当該区域内に存する住宅又は建築中の住宅をいう。
- (4) 「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しい既存不適格住宅又は次のアからオまでのいずれかの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、法第2条第35号に規定する特定行政庁として鹿児島県知事又は市長が是正勧告を行ったものをいう。

ア 法第39条第1項の規定に基づき県条例第26条で指定した災害危険区域

イ 第1号に規定する区域

ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という）第9条に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

エ 土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、ウに掲げる区域に指定される見込みのある区域

オ 移転事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた区域

- (5) 「移転事業」とは、現に居住している危険住宅を除却し、危険住宅に代わる住宅の建築（購入を含む。）又は改修を行い、安全な地域に移転することをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、移転事業を行い、危険住宅除却後、当該危険住宅が所在していた土地に住宅の再建築を行わ

ない者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 危険住宅の所有者（危険住宅の登記事項証明書又は固定資産課税台帳に所有者として記録されている者に限る。）又はその相続人（以下「所有者等」という。）
- (2) 危険住宅の居住者
- (3) その他市長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付を受けることができない。

- (1) 危険住宅又は危険住宅が所在する土地に抵当権等他の権利がある場合、移転事業の実施及び危険住宅除却後、当該危険住宅が所在していた土地に住宅を再建築しないことについて権利者全員の同意を得ていない者
  - (2) 危険住宅が共有物である場合、移転事業の実施及び危険住宅除却後、当該危険住宅が所在していた土地に住宅を再建築しないことについて共有者全員の同意を得ていない者
  - (3) 危険住宅の居住者、危険住宅が所在する土地の所有者又は危険住宅の所有者等（以下「危険住宅の居住者等」という。）が異なる場合は移転事業の実施及び危険住宅除却後、当該危険住宅が所在していた土地に住宅を再建築しないことについて危険住宅の居住者等の同意を得ていない者
  - (4) 危険住宅が共有物である場合や危険住宅の居住者等が異なる場合、除却工事の負担や除却工事の方法等について調整がされていない者
  - (5) 危険住宅が社宅や寮等の場合
  - (6) 市税等の滞納がある者
  - (7) その他市長が適当でないと認める者
- （補助対象経費及び補助金の額）

第4条 第1条に規定する補助金（以下「補助金」という。）の補助対象経費及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

| 補助対象経費                                                                                                                         | 補助金額                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 危険住宅の除却等に要する経費（除却工事費（危険住宅が借家の場合、借家所有者は除却工事費に限る。）、動産移転費、仮住居費等）                                                                  | 1戸当たり975千円を限度とする。                                  |
| 危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得及び敷地造成を含む。）及び改修（以下これらを「建設等」という。）をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合における当該借入金利子（年率8.5%を限度とする。）に相当する額の経費 | 1戸当たり7,318千円（建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円）を限度とする。 |

（移転計画書の提出）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、がけ地近接等危険住宅移転計画書（第1号

様式) に実施しようとする移転事業の内容を記載し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の移転計画書の提出があったときは、当該住宅が補助対象として適当であるかどうかを審査し、適当であると認めるときは、がけ地近接等危険住宅移転計画認定通知書（第2号様式）を提出者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 前条第2項の通知を受けた移転計画書の提出者は、移転事業に着手する前にがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書（第3号様式）により、市長に補助金交付申請を行うことができる。

- 2 前項の補助金交付申請を行うにあたっては、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 危険住宅の除却等に要する経費を確認できる見積書等
- (2) 危険住宅及び移転先住宅に係る図面（位置図、配置図、平面図及びがけの状況図等（危険住宅が第2条第4号アからウの区域に存していることが確認できる図面等））
- (3) 危険住宅及び移転先住宅に係る土地、建物の登記事項証明書及び地籍図の写し
- (4) 居住者の住民票の写し
- (5) 建設等に係る補助金の交付を受けようとする場合は、融資予定証明書
- (6) 市税等納付状況調査同意書（第4号様式）又は市税等を滞納していないことを示す証明書
- (7) 誓約書（第5号様式）
- (8) 危険住宅又は危険住宅が所在する土地に抵当権等の権利がある場合若しくは危険住宅の居住者等が異なる場合は、確約書（第6号様式）
- (9) 危険住宅又は危険住宅が所在する土地に抵当権等の権利がある場合若しくは危険住宅の居住者等が異なる場合は、同意書（第7号様式）
- (10) 移転先住宅が新築の場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付が適当と認めるときは補助金交付の決定をし、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書（第8号様式）により、補助金の交付をしないことを決定したときはがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金不交付決定通知書（第9号様式）により当該補助金交付申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、移転先、危険住宅跡地の利用等について条件を附することができる。

（移転事業内容等の変更申請）

第8条 前条第1項に規定する補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、移転事業の内容を変更しようとするときは、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付（変更）申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 第6条第2項及び前条の規定は、前項の規定による変更申請に準用する。この場合において、前条第1項中「がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書」とあるのは「がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更交付決定通知書」、「がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金不交付決定通知書」とあるのは「がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更不交付決定通知書」と読み替えるものとする。

（移転事業の廃止（中止））

第9条 補助対象者が、移転事業を廃止又は中止しようとするときは、速やかに、がけ地近接等危険住宅移転事業の廃止（中止）届出書（第11号様式）により、市長に提出しなければならない。

（着手届及び完了届）

#### 第10条

1 補助対象者は移転事業に着手する場合は、第7条第1項のがけ地近接危険住宅移転事業費交付金決定通知書の通知を受けた後に着手しなければならない。

2 補助対象者が移転事業に着手するときは、がけ地近接等危険住宅移転工事着手届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

3 補助対象者が移転工事を完了したときは、速やかにがけ地近接等危険住宅移転工事完了届（第13号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 危険住宅に代わる住宅の平面図（変更があった場合のみ。）

(2) 危険住宅に代わる住宅完成の写真、危険住宅除却等後の写真及び第14条第3項に規定する看板の設置状況の写真

(3) 金融機関等の発行した融資証明書の写し及び利息計算書

(4) 危険住宅の除却工事等の契約書の写し

(5) 領収書など危険住宅の除却工事等に係る費用を支出したことを証する書類の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の住宅移転工事完了届の提出があったときは、その内容の審査、現地調査等により移転事業等の成果が補助金の交付決定内容及びこれに附した条件に適合するものであるかを審査し、当該移転事業が適正に実施されたものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付確定通知書（第14号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条に規定するがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付確定通知書を受けた補助対象者が補助金の請求をしようとするときは、市長に請求書（第15号様式）を提出

しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条により提出された請求書が正当であると認めるときは、補助金を交付する。

(補助金の取り消し又は返還)

第14条 市長は、補助対象者又は補助金を交付された補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき。
- (2) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をし、又は移転事業の実施について不正の行為があったとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取り消しを決定したときは、補助金交付取り消し通知書（第16号様式）により補助対象者に対して通知しなければならない。

(交付の条件)

第15条 この規則により、補助金を交付された補助対象者のうち、危険住宅に代わる住宅の建設等を行ったものは、当該建設等に要した費用について金融機関等から受けた融資金（利息を含む。）を一括返済してはならない。

2 この規則により、補助金を交付された補助対象者のうち、危険住宅に代わる住宅の建設等を行ったものは、当該建設等に要した費用に係る融資金利息額に関し、補助金の交付のあった年の翌年から融資返済期間が満了する日までの間、金融機関等の発行する残高証明書を毎年1月末までに市長に提出しなければならない。

3 この規則により補助金を交付された補助対象者のうち、危険住宅の除去等を行ったものは、当該危険住宅が本事業により除去等されたこと及び当該危険住宅の敷地であった土地ががけ地の崩壊等により危険であることを周知する看板を設置し、当該看板の適切な維持管理に努めなければならない。

4 危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 第2条第4号アに掲げる区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に基づき鹿児島県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に基づき主務大臣が指定した地すべり防止区域と重複する区域に限る）外に存すること。
- (2) 第2条第4号ウに掲げる区域外に存すること。
- (3) 浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって浸水想定高さ3m以上の区域に限る）に該当する区域外に存すること。

- (4) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと。
- (5) 建築物省エネ法第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。
- （その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。